



兵庫労働局発表  
平成29年10月30日(月)

担当者

労働保険徴収課長 中島明則  
労働保険徴収課長補佐 橋本孝紀  
労働保険適用指導官 中田千秋  
電話 078-367-0791

## 労働保険適用促進強化期間について

労働保険の適用促進については、「未手続事業の一掃」を年間を通じた最重要課題と位置付けた上で、11月を「労働保険適用促進強化期間」とし、全国において集中的な適用促進活動を展開する。

今年11月からのキャッチコピー（来年10月まで）  
「労働保険に入っていない会社に、人が集まるでしょうか。」

（参考）前年のキャッチコピー  
「何があっても、社員の人生を預かっていると思える社長ですか。」

兵庫局においては年間を通じ以下の取組を行っています。

- ・労働局からの戸別訪問及び通信による労働保険制度の周知・加入勧奨
- ・適用促進業務受託団体である、一般社団法人全国労働保険事務組合連合会兵庫支部との連携した加入勧奨

特に11月においては上記に加え

- \* 地方自治体等の広報誌・ホームページを活用した労働保険適用促進の周知啓発を実施
- \* 兵庫労働局ホームページを活用した労働保険適用促進の周知啓発を実施
- \* 全国労働保険事務組合連合会兵庫支部・兵庫県社会保険労務士会等に対する広報活動等の協力依頼

### 労働保険の適用状況

平成27年度末 適用事業場数 100,899件

平成28年度末 適用事業場数 102,937件

なお、本省では11月に  
インターネットバナー広告・新聞広告を行う  
本省ホームページに広告デザインを掲載

# 労働保険に入っていない 会社に、人が集まるでしょうか。



人手不足が叫ばれる昨今、

社長のあなたなら、労働保険に入っていない会社を選びますか。

人は、安心できない環境で働きたいとは思いません。

労働保険は、人材確保、社員の安心、そして会社の安定のための保険です。

正社員、派遣、アルバイト、パートといった雇用形態に関わらず、

一人でも雇ったら必ず入るのがトップの責任です。

●労働保険とは、労働者災害補償保険(労災保険)と雇用保険を総称した言葉です。

●労働者とその家族の生活と安心のため、労働保険の加入は、事業主の責任です。

●労働保険の手続きを行っていない期間中に労災に該当する事故が発生した場合は、事業主から遡って保険料を徴収するほかに、

労災保険給付に要した費用の全部又は一部を徴収する場合もあります。

○詳しくは、都道府県労働局、労働基準監督署又はハローワークへご相談ください。

厚生労働省ホームページ <http://www.mhlw.go.jp>

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署・公共職業安定所・(一社)全国労働保険事務組合連合会・全国社会保険労務士会連合会

雇ったら入るのが、トップの義務

